

川崎市立川崎病院早期離床推進部会要綱

(趣旨)

第1条

この要綱は、川崎市立川崎病院に入院となった患者の早期離床を促進するために、組織及び運営などに関する必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条

(1) 部会は医師、看護師、リハビリテーション科療法士、関係事務職員らによって構成される。

(2) 部会は4つのチーム（早期離床拡充チーム、ICU・9S加算チーム、療養環境チーム、FIMプロジェクトチーム）から構成され、各チームにそれぞれ部会員が配置される。

(3) 各チームの部会員の配置は、部会長が指名する。

(任期)

第3条

(1) 部会の任期は1年とする。

(2) 補欠部会員の任期は前任者の残任期間とする。

(所轄業務等)

第4条

部会は、次の各号に掲げる所掌事務などを行う。

(1) 早期離床に関する業務の運営・管理及び推進に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、部会が必要と認める事項に関すること。

(会議)

第5条

(1) 部会の議事は書記によって記録され病院の記録に残す。

(2) 部会は原則2ヶ月に1回定期的に開催する。

(三役会での承認な等)

第6条

部会長は、部会での調査審議結果を三役会に報告し、その承認を得るものとする。

(その他必要な事項)

第7条

この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会員に諮って定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。